

かごしまの森林を守り育てるために ～森林環境税にご理解とご協力を～

本県では平成17年度から森林環境税を導入し、森林を健全に守り育てていくための対策に取り組んできました。今後とも森林環境税を財源とした森林の整備などを行う必要があることから、課税期間を来年度以降、5年間延長することとしました。県民共有の財産である大切な森林を守り育て、次の世代に引き継ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

森林環境税でこのような成果が出ています

健全な森林の育成のための間伐などの森林整備や県民が自ら実施する学習・体験活動、森林・林業教育などを支援しました。

(主な成果)

- 間伐などの森林整備面積 3,851ha (H17～H20)
- 植樹活動などに取り組む森林ボランティア数 245人(H16) → 1,063人(H20)
- 森林体験活動への参加者数 21,760人(H17～H20) など



間伐などの森林整備



植樹活動



森林ボランティアの育成

森林環境の保全

- 間伐などの森林整備のさらなる推進による地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ります
- 森林の適正な整備につながる県産材の利用拡大を図ります



今後の森林環境税の内容

① 税の仕組み



平成21年度税収見込み額 4億2,900万円
(このうち約2,100万円は徴収事務費として使用します。)

② 税を活用した取り組み

「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」の2つの目的の達成に向け、間伐などの森林整備や多様な主体による森林づくりなどをさらに進めるとともに、県産材の利用拡大や森林環境教育などを引き続き推進します。

森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成

- 森林にふれあう機会を創出します
- 森林環境教育を推進します
- 多様な主体による森林づくりへの参加をさらに促進します



問い合わせ先 <税の仕組みについては>県庁税務課 ☎099(286)2199 <税の使いみちについては>県庁林務水産課 ☎099(286)3332

悪質商法のトラブルを解決するために

悪質な訪問販売による消費者トラブルが深刻化しています。特に高齢者に対してしつこく勧誘するなどの問題商法が後を絶たないことから、特定商取引法が改正・施行され、訪問販売の規制が強化されました。

訪問販売の規制強化の主な内容

1 再勧誘の禁止

一度購入を拒否された商品などについて、再び勧誘することは、原則、禁止されました。必要がなければ、「いいません」とハッキリ断ることが大切です。

2 過量販売の契約解除

日常生活ではとうてい必要でない量の商品などを契約させられた場合でも、契約後1年間は契約を解除できるようになりました。契約を解除すると、支払い済みの現金は、全額返金され、受け取っている商品は、業者の負担で引き取ってもらえます。損害賠償金や商品を使った利益の対価などを払う必要はありません。

※これらは平成21年12月1日以降に結ばれた契約に適用されます。



消費生活に関することで、困ったときは、一人で悩まず、まず相談!

平成22年1月12日スタート

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ

守ろうよ

みんなを!

消費者ホットライン

☎0570-064-370

※身近な相談窓口につながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです。

問い合わせ先 県消費生活センター ☎099(224)0999 県大島消費生活相談所 ☎0997(52)0999

※市役所や町村役場にも消費生活相談窓口があります